

【目次】

1. 公益法人運営のワンポイントアドバイス

1. 公益法人運営のワンポイントアドバイス

■変更届の提出について

公益法人は、法人の名称、代表者の氏名、定款、理事等の変更（※1）があった場合には、遅滞なく、行政庁に届け出る必要があります。また、変更の届出書には添付書類（※2）が必要となりますので、添付漏れがないようご注意ください。

なお、必要な変更の届出が行われない場合、法人の理事、監事等が過料に処される可能性がありますので、届出を忘れないようご注意ください。

※1 変更届が必要となる場合（認定法第 13 条、認定法施行規則第 11 条）

- ・法人の名称又は代表者の氏名の変更
- ・公益目的事業を行う都道府県の区域の変更（行政庁の変更を伴わない場合）
- ・主たる事務所又は従たる事務所の所在場所の変更（行政庁の変更を伴わない場合）
- ・公益目的事業又は収益事業等の内容の変更（公益目的事業における受益の対象や規模が拡大する場合など、事業の公益性についての判断が明らかに変わらないと認められる場合）
- ・定款の変更
- ・理事、監事、評議員又は会計監査人の氏名若しくは名称の変更
- ・理事、監事及び評議員に対する報酬等の支給の基準の変更
- ・事業を行うに当たり必要な許認可等の変更

※2 添付書類（認定法施行規則第 11 条第 3 項等）

- ・法人の基本情報
- ・法人の事業
- ・定款
- ・登記事項証明書（令和 3 年 7 月 19 日より法務省の登記情報システムから登記情報を取得できるようになっています。（公益法人メールマガジン第 125 号令和 3 年 7 月 7 日発行参照）
- ・就任（又は退任）した理事等の名簿
- ・理事等の名簿

- ・役員等名簿
- ・報酬等支給基準
- ・確認書
- ・許認可等を証する書類
- ・事業計画書
- ・収支予算書
- ・事業・組織体系図

なお、変更内容によって提出が必要となる添付書類が異なりますので、詳細は【変更認定申請・届出の手引き】の4 1 ページ及び4 2 ページをご確認ください。

○【変更認定申請・届出の手引き】

https://www.koeki-info.go.jp/pdf/tebiki05_hennkouninnteisinnseinadonotebiki_kouekihoujinnyou.PDF

=====
このメールマガジンは送信専用メールアドレスから配信されています。

◇新規登録・登録解除（配信停止）、バックナンバー参照はこちらから

<https://www.koeki-info.go.jp/other/mailmagazine.html>

=====
[内閣府 公益法人メールマガジン]

発行：内閣府公益認定等委員会事務局総務課広報担当

〒105-0051 東京都港区虎ノ門 3-5-1 虎ノ門 37 森ビル 12 階

TEL:03-5403-9586

Mail:koeki-seminar.s8h/アットマーク/cao.go.jp

送信の際は「/アットマーク/」を「@」に置き換えてください。

<国・都道府県公式公益法人行政総合情報サイト：公益法人 Information>

<https://www.koeki-info.go.jp/index.html>

=====
COPYRIGHT(C)2021 Cabinet Office, Government of Japan. ALL RIGHTS RESERVED.

本メールの無断転載を禁止します。